

## 第 21 回：「個人情報保護とプライバシーマーク」



掲載日：2006 年 4 月 6 日

執筆者：株式会社スクウェイブ

代表取締役社長 黒須 豊

個人情報保護法が施行されて既に 1 年が過ぎた。世の中では、特に企業を中心として個人情報に対する取り組みが概して進んできたと思う。弊社も設立以来個人情報の保護には細心の注意を払っており、零細規模の企業としては、かなり早期と言える段階（本年 2 月 7 日）でプライバシー・マークの認定を受けた（認定番号：A840106(01)）。

弊社は 2003 年 2 月 10 日に営業を開始したので、3 年未満でプライバシー・マークの認定を受けたことになる。

今や B-to-C を主なビジネスとするなら、プライバシー・マークの認定はほとんど必須と言える時代になっている。もはや、プライバシー・マークを取得できない企業はユーザーから信頼を受けることは難しいと言っても過言ではないだろう。プライバシー・マークを取得していない企業は、ユーザーから見れば個人情報保護の観点からは危ない企業と映る可能性が高いからである。

一方、B-to-B が主なビジネス対象である企業においても、やはり、プライバシー・マークの取得は、企業として個人情報に対する姿勢を示す意味から、大変多くの企業が当マークの取得を鋭意進めている（認定事業者（3,541 社）[2006.4.4]）。

なお、SI 業者やアウトソーサーなら、ISMS や BS7799 の認証を受けることが多い。しかし、彼らの多くがプライバシー・マークも併せて取得することを目指している。社内的な活動としては、かなり似たことを実施することになるので、効率良く複数の認証を受けることができるのは確かである。

ただし、それでも、ISMS や BS7799 を持っていれば、プライバシー・マークは自動的に取得できるわけではない。個人情報保護に特化している点で、やはりプライバシー・マークの認定は少なくともこれから暫くは取得申請を進める企業が増え続けるだろう。

ところで、弊社は SI 業者でもなければシステムのアウトソーサーでもない。また、いわゆ

る情報調査を主業とする調査会社でもない。したがって、当面、ISMS や BS7799 を取得する意向はないし、プライバシー・マーク自体も取得することが企業の規模や業態からすると異例かも知れない。

それでも、なお、私がスクウェイブでプライバシー・マークを取得した理由は明確である。国内に存在する企業である以上、個人情報保護法を遵守することは当然の責務であり、その姿勢も能力も持たなければならない。その証明として取得したのである。

もちろん、プライバシー・マーク自体に最大の意味があるわけではなく、要は実態として、個人情報保護を实践する企業であれば良い。しかし、プライバシー・マークも取得できないようでは、その実践は事実上不可能な企業という可能性が示唆される。内外に、その姿勢も能力も有していることを示さんのために、今回プライバシー・マークを取得した次第である。

ところで、弊社顧客の多くがプライバシー・マーク取得済みか、今後取得しようと取り組んでおられる。しかし、実際にプライバシー・マークを取得しようとすると意外と苦労した、ないし、苦労しているということをよく耳にする。

実際には、ほぼその取得が必須と思われる調査会社などにおいても、プライバシー・マークを取得していない、ないし、できない企業が少なからず存在する。組織だって実行することは実は何事も容易ではない。しかし、組織だって、これくらいのことができないようでは一流企業とは言えないだろう。

声高にホームページなどでプライバシー・ポリシーを掲げていても、実態としては見せかけているだけの企業と一緒にされないためにも、是非、現在プライバシー・マーク取得に取り組んでいるみなさんにはエールを送りたい。

ただし、最後に敢えて個人情報保護の過度な風潮には苦言を呈したい。プライバシー・マーク取得はあくまで手段であって、目的ではない。個人情報を的確に保護することが目的である。この目的を果たしている企業であれば、自ずとプライバシー・マークの認定を受けることができるはずなのである。